

ご利用
ください

確定申告の相談

市役所本庁と各支所で平成30年分所得の申告相談を開設しますので、ぜひご利用ください。

※申告相談にご来場の際は、医療費領収書の集計や営業・農業・不動産所得の収支内訳書を作成するなど事前準備が必要になります。詳しくはお問い合わせください。



申告相談に必要な持ち物

- 利用者識別番号の確認書類 (4ページ下部を参照)
※利用者識別番号と個人番号は別のものになります。
- 個人番号通知カード (マイナンバーカード)
- 給与・年金の源泉徴収票
- 営業・農業・不動産所得の場合は収支内訳書
- その他所得がわかる書類
- 所得控除の証明書、領収書など
- 印鑑
- 本人確認書類 (免許証・健康保険証など)
- 送付されてきた「お知らせハガキ (通知書)」
- 還付となる場合は口座番号などがわかるもの
- 昨年度の申告書控 (お持ちの方のみ)

■確定申告の相談日

会場	相談日(土・日を除く)
市役所本庁(地下)	2月18日(月)~3月15日(金) ※本庁のみ3月2日(土)と3月9日(土)の午前9時~午後4時も開設します。
丹生川支所	3月 1日(金)~3月 7日(木)
清見支所	2月22日(金)~2月27日(水)
荘川支所	3月11日(月)~3月14日(木)
一之宮支所	2月20日(水)~2月22日(金)
久々野支所	2月27日(水)~3月 5日(火)
朝日支所	3月11日(月)~3月13日(水)
高根支所	3月 6日(水)~3月 8日(金)
国府支所	2月18日(月)~2月27日(水)
上宝支所	3月 5日(火)~3月13日(水)

- 時間はいずれも午前8時30分~午後5時15分です。
- 清見支所、荘川支所、高根支所では、地区ごとに設けます。詳細は町内会を通じてお知らせします。
- 例年、いずれの会場も相談日初日から数日間は大変混み合います。待ち時間が大変長くなりますのでご注意ください。

☎ 税務課 ☎ 35-3626

ご注意ください! 市が行う各会場では
次の申告相談をお受けできません

- 青色申告
 - 土地・建物、株式などの譲渡所得
 - 住宅ローン控除 (平成30年入居初年分)
 - 贈与税、消費税、地方消費税
- これらの申告は、市民文化会館の申告会場 (高山税務署開設) などをご利用ください。

高山税務署からのお知らせ

☎ 高山税務署 ☎ 32-1020

確定申告相談会場を開設します

相談対象 平成30年分所得税及び復興特別所得税
個人事業者の消費税及び地方消費税
贈与税

開設期間 2月18日(月)~3月15日(金) 土・日を除く

開設時間 午前9時~午後5時 (受付は午後4時まで)

開設場所 市民文化会館4階大会議室 (昭和町1)

※会場ではパソコンを利用した申告書の作成を行っています。
※申告の際にはマイナンバーカードなど本人確認書類が必要です。
※提出のみの方は、高山税務署 (名田町3) でも受付しますが、期間中は税務署内では申告書の作成サポートを行っていません。

国税庁ホームページで申告書を作成!

「確定申告書等作成コーナー」で画面の案内に従って金額などを入力すれば、自動計算され申告書が作成できますので、印刷し郵送等により税務署へ提出してください。
※マイナンバーカードなどの写しの添付が必要です。
※申告期間中は24時間作成可能です。
また、一定の準備と手続きをすることにより、パソコンから電子送信 (e-Tax) で提出することも可能です。この場合は本人確認書類の添付は不要です。
詳しくは

平成30年分の申告及び納付期限のお知らせ

次の期限までに申告し、金融機関または税務署で納付してください。納付書をお持ちでない方は、確定申告会場や税務署に納付書が用意してあります。

所得税及び復興特別所得税・贈与税……3月15日(金)
消費税及び地方消費税 …………… 4月1日(月)

安心して便利な「振替納税」をぜひご利用ください

〈振替納付日〉
所得税及び復興特別所得税 …………… 4月22日(月)
消費税及び地方消費税 …………… 4月24日(水)